

令和7年度第1回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和7年10月20日（月）午前10時から午前11時40分まで

2 開催

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

委員総数23名中21名

（出席委員）

新井恵梨委員、犬飼尚子委員、加藤悦久委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、
榎原輝重委員、杉浦ますみ委員、杉本春美委員、鈴木右委員、春原晶代委員、
中井恵美委員、中屋浩二委員、野田幸枝委員、橋爪共弘委員、堀川忍委員
水越省三委員、邑松有紀委員、室田ひふみ委員、森藤真言委員、山本理絵委員
渡邊佐知子委員

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長、

県民文化局（社会活動推進課、学事振興課私学振興室）

教育委員会（あいちの学び推進課、高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課）
ほか

4 議事等

（子育て支援課 平山課長補佐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回愛知県子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は子育て支援課の平山と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御参加いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、櫻井子ども家庭推進監から御挨拶を申し上げます。

（櫻井子ども家庭推進監）

皆さんおはようございます。

子ども家庭推進監をしております櫻井と申します。

委員の皆様方におかれましては本日、こちらの会議に出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今日配布させていただいている資料の方に、愛知県子ども計画 はぐみんプラン

2029 の概要版がございます。

こちらは 2025 年 3 月に、計画を策定させていただいておりまして、この概要版の副題のところにありますように、「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいのち」の実現を目指して、ということで、様々な施策を取り組ませていただくということで、計画を策定しているところであります。

また、つい先月でございますが、9 月県議会におきまして、知事の方から、新たな条例を制定するということで、表明をさせていただいております。

本日の議事の 1 つ目に、子どもの権利に関する条例の制定についてということで、議事の中に書かせていただいておりますが、知事の方から 9 月県議会におきまして、新たに子どもの権利の尊重に関する、基本的な理念や取組を定める条例の制定に向けて検討を進めていくと、そういうことを表明させていただいているので、この会議においても、この条例の制定に向けた検討をしていただきたいということで、1 つ目の議事に挙げさせていただいております。

また議事の 2 件目でございますが、あいちはぐみんプラン 2020-2024 の達成状況についてということで、このプランの達成状況について御報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を賜り、本日の会議が実りあるものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではありますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

(子育て支援課 平山課長補佐)

次に、委員の皆様の御紹介でございますが、今回、委員改選によりまして、委員に変更が生じております。

また、子どもの権利に関する条例について議論するにあたり、今回から新たに愛知県弁護士会様、愛知県公立高等学校長会様から委員への御推薦をさせていただいております。

お手元の配布資料 2 枚目、次第の後ろになりますが、こちらにお付けしております、「愛知県子ども・子育て会議 委員名簿」を御覧ください。

再任された委員の皆様につきましては、当名簿をもって御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、今回新たに委員に御就任された方につきまして、ここで紹介させていただきます。

新井 恵梨様。

愛知県私立幼稚園 P T A 連合協議会会長でいらっしゃいます。

犬飼 尚子様。

愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長でいらっしゃいます。

加藤 悅久様。

愛知県町村会、飛島村民生部福祉課長でいらっしゃいます。

杉本 春美様。

愛知県小中学校長会、西尾市立花ノ木小学校 校長でいらっしゃいます。

鈴木 右様。

愛知民間保育協議会常務理事でいらっしゃいます。

野田 幸枝様。

愛知県里親会連合会代表参与でいらっしゃいます。

橋爪 共弘様。

愛知県市長会、豊川市子ども健康部子育て支援課長でいらっしゃいます。

邑松 有紀様。

愛知県小中学校 P T A 連絡協議会副会長でいらっしゃいます。

室田 ひふみ様。

愛知県国公立幼稚園・こども園長会会长でいらっしゃいます。

森藤 真言様。

愛知県公立高等学校長会、県立横須賀高等学校 校長でいらっしゃいます。

また川島委員、本多委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議では、定足数である過半数を超える 21 名の委員に御出席をいたしておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は

- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・資料 1 子どもの権利に関する条例の制定について
- ・資料 2 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」（目標）の達成状況
- ・参考資料 1 こども基本法の概要と子どもの権利条約の 4 つの原則
- ・参考資料 2 北海道こども基本条例
- ・参考資料 3 滋賀県子ども基本条例
- ・参考資料 4 愛知県少子化対策推進条例
- ・参考資料 5 愛知県子ども・若者意見反映ワークショップ
- ・参考資料 6 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の概要
- ・参考資料 7 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について（概要）
- ・参考資料 8 愛知県社会福祉審議会関係例規

でございます。不足等がございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは進行させていただきます。

続きまして当会議の運営に関する事項について御説明申し上げます。

この会議は、「愛知県社会福祉審議会規程」第 9 条第 4 項で準用する同条第 3 項の

規定により、公開しております。

10月10日（金曜日）から、県のホームページで会議の開催のお知らせをしており、本日の傍聴者は1名いらっしゃいますので御報告いたします。

傍聴の方にお願い申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

議事録につきましては愛知県のホームページで公開することとしておりますので御了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、今年度は委員の一斉改選がありましたので、会長の選出を行います。会長につきましては、「愛知県社会福祉審議会条例」第5条第2項の規定により、「専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める」こととされています。

事務局としては、改選前に引き続き、県社会福祉協議会会长の後藤澄江委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

（各委員了承）

ありがとうございます。

それでは後藤委員に会長をお願いいたします。

後藤委員は会長席に御移動をお願いいたします。

それではこの後の進行につきましては後藤会長にお願いいたします。

（後藤会長）

皆様に御了承いただきましたので、微力ではございますが引き続き会長職を務めさせていただきます。

会議の円滑な運営に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

では、ここからは着座で失礼させていただきます。

それでは議事に入ります前に、副会長の選出をいたします。

「愛知県社会福祉審議会規程」第4条第1項の規定によりまして、副会長を1名置くこととされており、会長である私の方から副会長を1名氏名させていただきたいと思います。

私といたしましては、副会長には同じく改選前に引き続いて、愛知県立大学の山本理絵委員にお願いしたいと思います。

皆さんいかがでございましょうか。

（各委員了承）

はい、ありがとうございます。

それでは副会長に山本委員を指名させていただきます。

山本委員は副会長席に御移動をお願いいたします。

それでは次に、「愛知県社会福祉審議会規程」第9条第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。

議事録署名人には、野田幸枝委員と橋爪共弘委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(了承)

それでは、よろしくお願ひいたします。

次に、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事は先ほども御説明いただきましたように、「(1) 子どもの権利に関する条例の制定について」と、「(2) あいちはぐみんプラン 2020-2024 の達成状況について」の2つでございます。

まず(1)の子どもの権利に関する条例の制定について、事務局から御説明をお願いいたします。

(子育て支援課 森川課長)

子育て支援課長の森川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは本日の議事(1)「子どもの権利に関する条例の制定について」説明をさせていただきます。

それでは資料1「子どもの権利に関する条例の制定について」を御覧ください。

まず、「1 背景・経緯」を御覧ください。

1994年4月の「児童の権利に関する条約」の批准の後、全国の自治体では、子どもの権利を尊重し、関連する施策の推進を目的とした条例の制定が始まり、2023年4月の「こども基本法」の施行を契機としてその動きが更に進んでおります。

一方で、近年、いじめや児童虐待の件数が増加するなど子どもを取り巻く状況は厳しさを増しているのが現状です。

こうした中、本県においては、本会議で昨年度御議論いただきました「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」に基づき、子どもや若者の意見を施策に反映する機会の充実などに取り組んでいるところです。

次に、「2 条例制定の趣旨」でございます。

子どもを取り巻く社会課題が深刻化するなか、子どもたちが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送るためには、全ての子どもが権利の主体として尊重され、自ら意見を表明して社会に参画できる環境づくりが大変重要であります。このため、本県におきましても、新たに子どもの権利の尊重に関する基本的な理念や必要な取組を定める条例の制定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、この会議の場で、どのような条例が望ましいのか、それぞれ御専門の見地から御意見を頂戴できればと考えております。初回となります本日は、先行して条例を制定している自治体を参考にいたしまして考えた本県の条例の構成案を次のように提示させていただいております。

「3 条例の構成項目及びその概要（案）」を御覧ください。

条例の体系としては大きく分けて、「総則」と「基本的施策」の2つに分かれております。表の左下から右上に記載のとおり「総則」において、条例の目的や定義、基本理念、県の責務、関係者・関係機関の役割等を規定することを考えております。

まずは条例制定の「目的」でございますが、この条例において、子どもに関する施策についての基本理念や、県の責務、関係機関の役割等を明示すること等により、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを条例の目的としたいと考えております。また、「定義」では、この条例における「子ども」など必要な文言の定義を規定してまいります。次に、「基本理念」については、児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益の尊重」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」を踏まえた基本理念としたいと考えております。

さらに、「県の責務」としては、基本理念にのっとり子どもに関する施策を実施することを、また「保護者の役割」や「学校関係者等の役割」、「事業者の役割」、「民間団体等の役割」、「県民の役割」についても資料に記載の内容を軸にそれぞれの役割について規定してまいりたいと考えております。また、子どもに関する施策を実施する際には、市町村の御協力が不可欠であることから、県と市町村が連携していくことについても「総則」の最後に規定することを考えております。

続いて、「基本的施策」についてでございます。右ページの上の表の下段を御覧ください。ここでいう「基本的施策」とは、子どもや子育てに関する様々な施策がある中で、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会となるために共通して必要となる施策を記載しております。

具体的には、子どもの意見を聴き、それを反映するための「意見反映」の取組や、子どもが多様な社会活動に参画できるための「社会参画の促進」、また広報活動を通じて子どもの権利についての周知を行う「子どもの権利の周知」、子どもや保護者等からの相談に対応する「相談体制」の充実、子ども自身が多くの居場所を持てるような環境の整備を図る「居場所づくり」等について規定してまいりたいと考えております。

なお、「基本的施策」の初めに記載のある「施策の計画的な推進」では、子どもに関する施策について、こども基本法に基づく計画、つまり「はぐみんプラン2029」の中で計画的に推進していくことを条例上規定するものでございます。

さらに、「推進体制」として関係機関と連携し、社会全体で子どもを支える体制を整備することを、また県は施策の推進にあたって、必要な財政措置に努めることを規定することを考えております。

以上が、現在事務局で検討しております条例の構成項目になります。

次に、「4 他都道府県における条例の制定状況」を御覧ください。こちらは、こども基本法の施行前と施行後に分けて、各都道府県の「子どもの権利に関する条例」に類する条例の制定状況を記させていただいています。こちらは本県の調べによるものであり、比較的幅広に整理しているものと御認識いただけますと幸いです。

直近2年では7道県で制定されております。なお、欄外に記載しておりますが、県内においても10市町で制定されております。

最後に「5 今後のスケジュール」を御覧ください。

まずは今年の12月に子ども・若者意見反映ワークショップを開催し、「どのような権利を大切にしてほしいか」や「権利を守るために大人にしてほしいこと」などについて、子ども・若者の意見を聴く予定としております。

その後、年明け2月に第2回の会議を開催し、今回の第1回会議及び子ども・若者意見反映ワークショップで出た意見を踏まえた条例骨子の（素案）を御確認いただき、御意見を賜りたいと考えております。その後、年度が替わって5月に令和8年度第1回会議を開催し、条例骨子（案）を提示させていただきたいと考えております。

資料1の説明は以上になります。

続いて簡単に参考資料の説明をいたします。

先ほど、基本理念のところで説明した、児童の権利に関する条約は参考資料1になります。また、他の都道府県の例を参考にできるよう、北海道こども基本条例と滋賀県子ども基本条例を参考資料2、3として添付しております。さらに参考資料4として、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目的として平成18年度に制定した愛知県少子化対策推進条例を、参考資料5として今後のスケジュールで説明しました、12月に開催予定の子ども・若者意見反映ワークショップについて、本県では7月、8月にも実施しておりますので、その際の募集のチラシを添付しております。

議事（1）についての説明は以上とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

（後藤会長）

説明ありがとうございました。

今御説明いただきましたように、今日は皆様からいろいろ自由に、積極的に御意見いただきまして、今後素案を作っていくというところに結びついていく御意見を積極的に賜りたいと思います。

どなたからでも御自由に御発言いただければと思いますので、御意見のあります方は挙手をお願いいたします。

では中井委員、お願いいいたします。

(中井委員)

子育て支援のN P Oまめっこの中井です。

まずは子どもの権利に関する条例の制定が、いろんな他府県に続いて制定されるこ
とは良かったなと思っています。

ただ、この条例が制定されるだけにならないように、県の方では、十分注意してい
ただきたいなと思っています。特に基本的施策の意見反映の部分だとか、あとは権
利の周知ですね。

その部分に関して、今何か計画されているようなことがあれば具体的に教えていた
だきたいということが 1 つ。

また、今後のスケジュールに関して、12 月に意見反映のワークショップを計画され
ているようですけれども、このワークショップというのは基本的に対面を予定されて
いるかなと思いますので、それ以外についてどのような計画をされているのかお聞き
したいです。その場所に来られる人数の制限だとか、来られる地域、来やすい地域に
住んでいる子だけにならないような、別の方法、例えば S N S で意見を募集するで
あるとか、オンラインも併用するであるとか、複数回開催するであるとか、何か考えて
いらっしゃることがあればお聞きしたいです。

特に権利の周知に関しては子どもがたくさん過ごすであろう保育園・幼稚園・子
ども園、あとは小学校・中学校・高校といった教育機関・保育機関の、子どもを取り巻
く大人への周知が重要だと思いますし、子ども自身が自分がこういう権利を持ってい
るという教育を施していくことが、重要だと思うので、そこについてもし詳し
くお答えできる方がいらっしゃれば教えてください。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

今中井委員が言ってくださいました、これから具体的な事業などを検討していく上
で参考になる、させていただく御意見かと思いますが、今の時点で何か県の方からあ
りましたら、お話をいただきたいんですけども、もしこれから、今の意見を参考に今
後検討ということでしたらそのように御回答いただければと思います。

いかがでしょうか。

(子育て支援課 伊藤担当課長)

子育て支援課です。

今回の条例に関しての意見聴取ということでございましたら、ワークショップで、
県内から幅広く参加者を募集する予定です。確かに来られる人数というのには限りが
あるとは思いますが、まずそれをやることに加えて、はぐみんプランを作ったときの
ように、子ども・若者専用の分かりやすいパブリックコメントをすることを予定して
おります。

条例制定後の周知などについては、まだこれから考えていくことでございますので、いろいろ御意見をいただいて検討してまいりたいと考えております。

(後藤会長)

ありがとうございました。

幅広に御意見を賜って結構なんですが、できれば条例についての、今日出していただいた骨子や、骨子に関連したところで、こういう方向にしたいというような御意見を賜れば、より議論が進むかなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

他にいかがでございましょうか。

(渡邊委員)

認定NPO法人CAPNAの渡邊と申します。よろしくお願ひします。

今回提示していただきました骨子なんですが、北海道など先行する自治体を参考にしてということなんですが、今回の資料でも北海道と滋賀県の条例が提示されています。

それで特に滋賀県との違いを考えていくと、まず子どもの権利について、子どもの権利条約に則って、4つの原則について基本理念として定めるということがまずあります。

それから、子どもの権利条約でいう4つの原則の下に、例えばその具体的な権利について、そういうものを定める予定がないかどうかということをお聞きしたいのがまず1つです。

といいますのは、私は豊田市の子どもの権利擁護委員をしておりまして、名古屋市も豊田市もそうなんですが、4つの権利の下に具体的な権利を定めています。

豊田市の場合、30個ほどの権利を定めています。

そういう4つの原則の下に具体的な権利の内容を定めるおつもりがあるかどうかというものがまず1つ。

それから、権利の周知をとかそういうことは非常に重要なことだと思っておりますが、その後ですね、権利侵害を受けた子どもから相談を受けて、それを救済する仕組み。要するに、相談救済機関。そういうものを設けるおつもりがあるかどうかですね。滋賀県の場合には、権利侵害についての相談を受けて、それを救済する仕組み。そういうものも定められているので、そのところについて御意見を申し上げたいと思います。

それから、子ども施策を推進していくということなんですが、推進するに当たって、そのあり方を検証する。そういう仕組みも必要ではないかと考えておりますが、この子ども・子育て会議がそういう役割を持っているということかもしれません、例えば滋賀県の条例で書いてあるような、子どもの権利委員会。そういうものを設置するようなことをお考えかどうかということをお聞きしたいなと思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。3点に分けて重要な論点を出していただいたかと思いま
すが、もし事務局から何かありましたら、言及いただければと思います。

(子育て支援課 森川課長)

はい。

まず1点目の基本理念で、条約の4つの原則の下に、個別の権利の内容について定
めていくのかということでございますが、その辺につきましても、御意見をいただき
ながら、今後検討していきたいと考えております。

それから、救済委員会の設置についてでございますが、現時点では基本的施策のと
ころに記載しておりますとおり、相談体制を充実していくことを規定することを考
えております。ただ同時に、この条例を制定する上では、子どもの権利の尊重に関して
実効性のある取組を検討してくことも大変重要であると思っております。

従いまして、ただいま救済機関設置の御質問をいただいたところでございますが、
これに関しましては委員の皆様の率直な御意見をお聞かせいただきまして、その上で
事務局として、設置について検討してまいりたいと考えております。

あとは、計画の推進に関する検証でございますが、個別施策につきましては、この
子ども・子育て会議の場で検証を行ってまいりたいと考えております。

(後藤会長)

ありがとうございました。続きまして鈴木委員、よろしくお願ひいたします。

(鈴木委員)

愛知民間保育協議会の鈴木と申します。

私自身は保育園の園長でございます。

この条例の位置付けというものを少し確認したいなと思っておるんですけども、
条例制定の趣旨として県の責務や関係者の役割を明確に示して、子どもの権利の尊重
に関する理念や取組を定める条例。

ここでは、周知や普及啓発のみを検討するのか、もしくはここで決められた、いろ
んな活動が達成できなかった場合、罰則であるとか、いわゆる効力であるとか、そ
ういったものはどうなってくるんでしょうか。

ここではあくまでも、こういったものが必要ですよね、という議論だけをして、実
際にできたかどうかということは、二の次といいますか、別なことになるのか。その
あたりの、この条例はどこまで踏み込んでといいますか、決めていくのか、達成がで
きない場合はどうなっていくんだろうかっていうことがちょっと疑問ですので教え
ていただければと思います。

よろしくお願ひします。

(子育て支援課 森川課長)

ありがとうございます。

条例の、特に総則部分で定めます基本理念につきましては、理念でございます。

右側に記載している、例えば学校関係者の役割や事業者の役割というところがございますが、これはこの理念に基づいて、それぞれの立場で取り組んでいただきたい内容、協力していただきたいことについて規定するものであり、これをもって罰則ということは現時点では検討してないところでございます。

ただその下にある基本的施策につきましては、これは県の施策でございますので、ここに記載した以上はしっかりと検討して取り組んでいかなければならないと考えております、こちらの取組については、こうした子ども・子育て会議の場などでしっかりと進捗について御説明をさせていただき、皆様に御意見をいただいて検証してまいりたいと考えております。

(後藤会長)

ありがとうございました。

橋爪委員お願ひいたします。

(橋爪委員)

愛知県では、資料に書いてあるとおり、10市町が（子どもの権利に関する条例を）制定しています。

実は全国的に見ると、2割程度が制定しているというのは非常に高い水準にあり、推進力を持っているという現状があります。

3点ほどちょっとお聞きしますが、まず、この骨子を作るにあたって、愛知県独自の、特徴的な取組を何か盛り込もうという意向があるのかどうか。これは作っていくとわかるんですけど、どこも似てきますし、同じような構成ということで、それが悪いわけではありませんが、何か考えてることがあれば教えてください。

2点目は、「市町村と連携」とありますので、実はこれがどのように、働きかけがあるのかという点です。先ほど言われたとおり成果をどうやって検証していくかという話とも関連しますが、はぐみんプランの数値目標の48番に、「子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数」と書いてあります。

環境づくりを促していくというイメージはありますが、今のところ具体的な働きかけがあったわけではなく、市または町が条例の制定状況にありますとおり独自に推進しています。本市でも、これを意識しているということはありますが、県としてどのように連携を働きかけていきたいのかということをお聞きします。

3つ目は推進体制として、「関係機関と連携をし」というところと、その下の「財政上の措置」、これを今のところどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

(後藤会長)

では今3点御質問いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

(子育て支援課 伊藤担当課長)

子育て支援課です。

独自の取り決め、独自の項目を何か考えていらっしゃいますかというような御質問だったと思います。

そちらについては、幅広く委員の皆さんの方から、こういったことはどうかとか、そういういったような御意見をお聞きしてこれから検討していこうと考えております。

もちろん、県として特徴があるものにできたほうがいいというふうには考えております。

2点目で、市町村との連携ということをどのように考えているかというような御質問について、こちらの方は、もともと今おっしゃいましたとおり、はぐみんプランの目標にも掲げてございますとおり、市町村も県も同じように連携して進めていこうということでございまして、具体的にこういうことをというのは、今はあまり申し上げられないんですけれども、少なくともこの目標の達成状況の確認というのは、市町村の方にこちらの方からこういったことをやっていらっしゃいますかというような調査をさせていただいて、その結果を集めて、確認しようと思っております。

今後も、県ももちろんございますが、市町村の方もこども基本法に基づいて、子どもの意見反映ですかそういった子どもの権利に関する仕事を進めていらっしゃると思いますので、お互いに情報交換しながら進めていければいいと思っております。

あと、財政上の措置という項目についてですけれども、こちらについてはこうした理念を定める条例については一般的に設けられている項目ですので設けさせていただいております。

条例の推進にあたって必要となる財政措置というのは、努力規定を設けることが多いものですから、既存のものも含めて、新規のものも、もちろんこれから検討ということになるかと思います。

どのような事業を実施するか新たに実施するかどうかということも含めて、これからどのような条例を作っていくかによって決まってくると思いますので、現時点では申し上げられませんが、いろいろいただいた御意見を踏まえて、今後、条例の内容とあわせて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(後藤会長)

1番目のせっかく愛知県の条例を作るので、皆様の御意見を反映して何か愛知県の独自性があるものができていけば本当にいいなと思いながら聞いておりました。

市町村との連携というところについては、県は県でやる、市町村は市町村でやるというのではなくて、両方が、せっかく連携と言っているので、それぞれがやっている

ことをどういうふうに連携していくか。市町村がどれだけできているかということではなくて、それに対して、県の方があるいは市町村の方からもどういうような連携があるかというようなところまで踏み込むと良いという御意見だったように思いますので、そのあたりもまた、議論できたらいいのかなと思います。

それでは他の皆様の御意見いかがでしょうか。

では犬飼委員お願ひいたします。

(犬飼委員)

3点です。まず、意見反映の方法として先ほどパブコメを予定されているということだったと思うんですけれど、そのパブコメは一般の大人も含めた一般を対象とするものなのか、大人を対象とするものであり、そこに子どもも含まれているという類のものなのか、大人のパブコメ・子どものパブコメというかたちで、子どもからのコメントを集めという方法をとるのか、というどちらかを知りたいなというのが1つ目です。

2つ目は権利救済機関について、先ほどお話もすでに出ていたところではありますけれど、条例や法律を作つて終わりではなくて、それをどう実効性を保つて、回していくかというところの方が重要です。そういう意味では、権利があつても侵害されたときにそれを回復する手続きがないということでは、全く実際の世界では意味をなさないということになりますので、権利救済機関の設置は必要不可欠かなというふうに、弁護士の立場からは思っております。

あと3つ目、周知の対象で、まだこれからかなとは思いますけれど、子どもに「子どもの権利があるよ。」と言つても、子どもは成長する過程でそれを尊重された経験を持たないで、自分に人権があるということを意識しないで育つっている子どもが非常に多い。

それはやはり大人の責任で、大人自身が子どもの権利を理解していないことが問題なんだと思っているので、権利の周知は子どもにはもちろんんですけど、むしろ、大人の既成概念を変えるようなかたちでの周知というものを意識してやっていかなければ、実効性はないかなと思うので、そのあたりを大人の既成概念を崩す権利の周知方法というものを意識して、ゴールを設定していただく必要があるかなと思います。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

今の点で、1点目で何かございますでしょうか。

2点目、3点目は非常に重要な御意見だと思いますのでまた今後取り入れていただいたらと思うんですけど1点目についていかがでしょうか。

(子育て支援課 平山課長補佐)

子育て支援課の平山です。

パブリックコメントですが、「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」。こちらを作ったときのように、子ども向けのパブリックコメントも実施するということで、一般と子どもと両方やるというかたちで今のところ考えております。

なお、子ども向けのパブリックコメントでは、子ども・若者が内容を理解しやすいように、平易な表現やイラスト等を使用した資料を作成し、条例骨子案について御意見を募集する予定としております。

また子ども・若者が答えやすいような工夫をしてですね、オンライン上の意見募集とすることで、広く意見を聴取したいと考えておるところです。

以上になります。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは中井委員。

(中井委員)

2回目の質問失礼します。子育て支援のNPOまめっこの中井です。

先ほど、お答えいただいたパブリックコメントについてなんですかけれども、子どもたちに「パブリックコメントを募集しているよ。」ということを、どのように、広く子どもたちに知らせる予定があるのかなというのがやはり一番気になるポイントです。通常の大人向けのパブリックコメントも、こういう会議の委員をしている大人とか、その関係者であるとか、よっぽどそのパブリックコメントに答えることが趣味のような人じやないと、探して答えるということがなかなか難しくて、広く意見を募集するということがすごく難しいなと思っているので。ぜひ子どもに関することなので、子どもの意見を今までよりもより積極的に周知していただきたいなと思うのが1点です。

あと基本理念の部分でいくと、やはり対象である子どもが、この子どもの権利に関する条例の制定について評価する仕組みというのが必要かなと思うので、基本的施策の部分なのか、ちょっとどこがいいのかがわからないんですけれども、評価する人としての子どもの位置付けをどこかに記載していただけるといいなと思います。よろしくお願ひします。

(後藤会長)

ありがとうございます。

他にまだ皆様、ぜひ積極的に御意見賜ればと思いますがいかがでございますか。では山本副会長お願ひいたします。

(山本副会長)

山本です。

皆さんの意見とちょっと重なるところもあるんですけれども、救済委員会とそれから施策を検証する委員会ですね。これは必要だという意見は出ていたと思うんですが、第三者機関として独立したものとして、作る方がいいのではないかなと思っています。

国連の子どもの権利委員会では、確かにそういった位置付けを指摘していたかと思いますので。なかなか会議が増えるといろいろ大変なこともあるかと思いますが、少人数でも、独立したものとしてですね。ここの子ども・子育て会議もかなりいろんなところをカバーしてはいるんですけども、やっぱり子どもの権利という視点を強く持って、専門の方が入ったものという、検証する委員会、あるいは救済委員会が必要ではないかなと思いますので、御検討いただければと思います。

(後藤会長)

ありがとうございます。先ほど犬飼委員からもその権利救済のあり方というところで御意見をいただき、今山本委員からも独立した第三者機関でというような、こういったお話が出てきているんですけど、他の皆様でも何かこのあたりについて、御意見ありますでしょうか。新しい仕組みを作るということになりますので、もし何か御意見あれば、御経験の中から何かあれば。今の時点で意見を出していただいた方が、条例を作る方も助かるのではないかと思いますので、ぜひ、何か御経験等を御披露いただければと思います。いかがでございましょうか。

それでは中井委員。

(中井委員)

何回も申し訳ありません。子育て支援のNPOまめっこの中井です。

子どもアドボカシーという、子どもの声を聞く専門家の養成が愛知県名古屋市で進んでいますけれども、そういう子どもの声を聞ける大人を増やす取組というものがこの子どもの権利に関する条例の中に入ったりとか、先ほどの第三者委員会の中に、その子どもアドボカシーを養成している人、専門家の方が入るといいかなと思いましたので付け加えます。

(後藤会長)

わかりました。

他に、他のところでも結構ですけど何か御意見等ございませんでしょうか。

いかがでございましょう。

それでは渡邊委員お願いします。

(渡邊委員)

先ほど委員の方から御発言いただいたことと少し重なるんですけれども、やはり子どもの相談救済機関、要するに独立した第三者性のある機関ということで、これは絶

対必要だと思うんですね。

どうしてかというと、確かに児童相談所とか市町村の相談窓口とか、あるいはいじめであれば学校とか教育委員会とか、いろんな機関は確かにありますけれども、やっぱりそこでは対応できないような、制度のはざまになってしまって苦しんでいる子どもはたくさんいると思うんですね。

結局その子どもに関する、児童虐待防止法とかいじめ防止対策推進法とか、性暴力防止法とかいろんな法律があるんですけども、それが必ずしも法律があっても、それがちゃんと機能しているわけではないし、相談機関があってもそこで全部対応し切れているわけではないというふうに思っているんですね。

今豊田市の権利擁護委員をしておりますが、例えばそのいじめの問題と児童虐待の問題と、複合的な問題が起きているようなときに、なかなかそれを総合的に、きちんと対応できるところってないんですね。

なので、そういう法律とか制度のはざまに落ちてしまって、苦しんでいる子どもたちを救済するには、個別救済を行う相談救済機関が必要ですし、そういった個別救済に基づいて、制度改善が必要になってくることもあると思うんですね。

なので、個別救済から制度改善につなげていく。そういう独立した第三者機関というのは、やはり必要だと思うんです。

今確かに県内の 10 市町で、子ども条例が作られているんですけども、全部の市町村で作られているわけではないので、やはり県も、こういった相談救済機関をぜひ設置していただきたいと思っているのがまず 1 つです。

それから、意見反映のところなんですけれども、やはり子どもの意見を聴く前提として、子どもに対してまず情報提供を行い、どういう状態になっているかということを知らせないと意見って言えないと思うんですね。

なので、情報提供して、意見を聴いて、その結果を子どもにしっかりとフィードバックする。そういう一連の流れが必要だと思っています。こども家庭庁も意見聴取のガイドラインを作っていると思うので、そういう一連の過程がしっかりと担保されるような意見反映というところが重要かと思っています。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。今の大変な点もまた、加えていただきましたのでよろしくお願ひいたします。

他にご意見ありませんか。子どもの立場に立って、よりこの条例を子どもによりよいものにしていきたいという御意見を出していただいているところなんですけど。

先ほど保育協議会の方から御意見いただきましたように、この条例を受けとめる側の、ここにある学校関係者等の役割とか、事業者等の役割、民間団体等の役割という、こういうようなところの立場にいらっしゃる、むしろこれをどうやって実現していくかという立場の、皆様の方からも逆に、この条例がこういうかたちになってほしい

と。現場の実情を考えるところいうふうにしたほうがより実効性が高まるのではないかというような立場での御意見があったら、ぜひそういう立場での視点での御意見も出していただけだと、より推進できる条例になっていくと思いますので。ぜひ、そういう立場での御意見を賜れたらなと思います。

(杉本委員)

愛知県小中学校長会の杉本です。

学校としては、日々子どもを預かっていて、このような条例ができたら、これに従ってきちんと取り組んでいきたいと思います。

そうしたときに、愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029 に数値目標があり、これを達成するために学校は取り組んでいきますが、例えば、14 ページの 29 番に、「将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う中学生の割合」とあります。

これは、例えば科学甲子園にもっと参加するとか、日々の中で教師が理科の授業などを充実させ、理科って面白いな、科学っていいなと思わせるのか。県として、どんな意図で、私たちに求められているかというのを知りたいです。

あと先ほど救済制度で、そういう対策、制度を作っていくことが大切ということは本当にそうで、ただしかし学校としては、子どもたちが教師に救いを求めてきたり、そんなに大きな問題にはなっていなくても、小さなことでも教員が関わっていたりすることがすごくいっぱいあります。そういう意味では、条例ができて終わりではなく、条例により子供たちが幸せに暮らせるような体制づくりを望みます。ここで言うことではないかもしれないけど、教員不足ですので、そういう財政の面でも、整えていただけるといいかなというふうに思っています。

(後藤会長)

ありがとうございました。最初の方ははぐみんプランの関連で例として示していただいたように、そういうふうなはぐみんプランにしろ実際の学校現場で、その指標を達成できないような、そういう指標があった場合にどういうふうに考えたらいいかということだと思います。後者については御意見として賜ればと思います。

他にもよろしかったですか。

それでは、森藤委員、お願いします。

(森藤委員)

公立高等学校長会の森藤でございます。

先ほどの杉本委員、それから渡邊委員の御意見にも重なりますけれども、高等学校の立場で言いますと、やはり幼保小中とて高等学校、やはり設置者が違っていたり、それから、より複雑な環境になっていたりということで、もちろん生徒が S O S を求めてくる場合もありますが、S O S が出来ない子もやはりいるんですね。

ですから、特に私の学校は夜間定時制もありますので、そういうところの生徒た

ちは本当に明るく学校に来ていますけども、実は家庭がかなり複雑、例えば、親が働いていない、そして兄弟が、いわゆるひきこもりになっている。

そして自分がアルバイトで何とか家族の面倒見ている、いわゆるヤングケアラーのような子が非常にたくさんいます。

そういう中で、まずその子どもが、権利として自分にはこういう権利があるんだということがわかってほしいということと、今まででは教師が気づいて、いろいろ機関につなげるんですけども、先ほどありましたようになかなかこう、いろんな複合的な要因があると、これはという機関がなかなかばっちりいかないことがあります。

そういう中で、まず子どもが自ら声を上げられるような仕組みがあるといいなということを、まさに子どもの権利というところ、それから子どもが声を上げたときに、ワンストップで対応できるような仕組みができるといいなというのは常々思っております。

こういった条例設置の中で、そういう考え方もぜひ御検討いただければと思います以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。室田委員も意見がありますでしょうか。

(室田委員)

愛知県国公立幼稚園・子ども園長会の室田と申します。

「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」ということで、多分これをもとに制定されておられるのかなあと思って見させていただいて。目的の中に「全ての子どもが健やかに成長でき」って、すごく、「全ての子ども」というところがすごくいいなと思いました。

そこで見させていただくと、基本理念の①番の「基本的人権の保障及び差別的取り扱いの禁止」と書かれていますが、後ろの方の基本的施策の中で、これに含まれるのはどれなんだろうということや、「最善の利益の尊重」と書いてあります、子どもの権利条約の4つの原則の中に、「子どもの最善の利益」と書いてあることを受けてなんだろうけれども、この具体的なことが明記されてないかなということ。

基本理念の①から⑤の中で、意見を表明する権利というのは結構、3番に当てはまるものは基本的施策の中に出でていますけど、他に、これが基本理念がすべて施策の中に、やっぱり出していただかないと、具体的にどんなことをしていただけるのかというのが現場の方では分かりにくいなということがあります。

あと、先ほど愛知ならではのということが出ていましたが、愛知県は、外国にルーツを持つお子さんが全国的にもすごく多いということが出てきていて、幼稚園・保育園にもそういうお子さんは入ってきてています。

なので、やっぱりそういう異文化とか、言語の違うお子さんたちに対しても、やっぱり「全ての子どもが」と書いてあるので、その子たちに対しても（支援が必要）

ということも、お伝えしたいということ。

あと、1点なんんですけど、それと同時に、特別な支援、障害を持つお子さんも本当に年々増えてきています。「全ての子どもが」ということでしたら、その子たちもやっぱり保障されるべきだなということを思いますが、現状では、特別支援学校というのがありますが、幼稚部とかそういったものではなく、本当に保育園でもういっぱいだから入れませんよと言われたお子さん。それから、民間の保育園や、幼稚園さんに受け入れしてもらえないお子さん。そういう子たちが公立に、もう本当にお母さんが泣く泣く、「どこにも行くところがないんですけど公立さんは入れますか?」という、どの市町でもそういったお子さんをすごく受け入れているんですね。

ですから、「全ての子どもが健やかに」ということであれば、そういう障害を持つお子さんに対してもしっかりとこういう条例を制定して受け入れ体制ができるようにしていただけるといいなと思っております。

以上です。

(後藤会長)

どうも貴重な意見ありがとうございました。今のお話を聞いて、はぐみんプランは必ずしも、この子どもの4つの権利からスタートして最初作ってきたわけではないので、改めてこういった条例ができれば、その条例の理念が、はぐみんプランでも達成できているかということを、もう一度見直してみることがとても大事だなと思い、御意見賜っておりました。

邑松委員もお願いいたします。

(邑松委員)

愛知県小中学校P T A連絡協議会を代表してまいりました。

私はこの会議に出まして、そもそも論、最初は何を言っているのかすら全くわからず、ここにきたことがちょっと場違いだなと思いながら、ようやく、皆さんの意見を聞きながら、何をやっているのかというのがようやくわかったところでございます。

これは親を代表して言うと、この条例とかが出てきても、どの親も同じように、私みたいにちっとも分からぬというのが、正直現状なのかなというのが本音でございます。

こういう会議にいらっしゃる皆さんからすると当たり前のことが、保護者から見るとなにも当たり前じゃなくて、言っていることが分からぬみたいなことが結構あるので、パブコメとかを出されるときも、大人でもわかりやすく、一般の人が見ても理解がしやすいような言葉などを選んで、一番見てほしい保護者などにわかりやすく作っていただけるといいかなと思います。

保護者はこういうことをやっているということを多分、みんな知らなくて、私はたまたまこの役職を受けましてこの場にいるので、こんなことをして、こうやって、子どもたちのためにいろいろ議論してくれているんだというのがようやくわかったと

ころでございます。

私みたいなものでも、こういうことをやっているんだよというのを学校で広めたりとか、末端でもやれることがあると思うんですけれども、せっかく県の会議に出ているので、そういう末端までわかりやすくしてもらえるといいなと思いました。

あと、犬飼弁護士さんがおっしゃったように、親が子どもの権利を侵害しないようにというのは、親は本当によくわかってないことだと思って、今現代に「親ガチャ」なんていう言葉もありますが、親自身がちゃんと、子どもの権利を考えるというのは、されてきてないことかなと思うので、そのあたりも、私自身もしっかり考えないといけないなと思いました。

以上です。

(後藤会長)

どうも貴重な御意見ありがとうございました。この条例の中の保護者にきちんと伝わる条例ということも、そういうところも大切ですので、新井委員さんも同じように、そういう保護者の立場で代表されて、もし何か御意見ございますか。

ありましたらどうぞ。

(新井委員)

愛知県私立幼稚園 P T A 連合協議会からまいりました新井と申します。

私もですね、先ほどおっしゃったとおり本日初めての参加でございまして、正直なところどのようなことをするのか、わからないまま参加させていただいておりましたが、私自身のプライベートの話になりますが、私には3人子どもがおりまして、今小学校3年生になります長男が生まれつき発達障害、いわゆる自閉症で生まれてまいりました。

その中で今は小学校入学に当たりまして、正規の発達支援級というところに在籍しておりますが、幼稚園に入園しますときが、いわゆる自閉症の症状として一番著しく大変な時期でした。

その中で、子どもを3年保育にするか2年保育にするか、はたまた幼稚園にするか保育園にするかという、親としての悩みの中で、いろんな幼稚園や保育園を見学して回ったんですが、行き着いたところが、今子どもが、長女や次男が在籍しております長久手の幼稚園に行き着きました。

その中で本当に、子どもはこの3年間とても大変な、先生方にとってもとても大変だったと思うんですけども。いろいろ意思の疎通がとれない中で、先生方は本当に一生懸命見ていただいたんですけども、先生方はあくまでも、いわゆる健常児を扱う専門の保育の先生であったり幼稚園の教諭の先生であったりするので、発達障害児を扱う専門的な知識はない方がほとんどかと思います。

その中で一生懸命見ていただいているんですけども、子どもと先生方との意思の疎通の難しさ。それをやっぱりすごく感じた3年間だったかなと思います。

その中で先生方が、今本当にどんどん発達障害や、グレーと言われる子どもたちが増える中で、おそらく保育園でも幼稚園でもそういったちょっとグレーと言われる子たちがどんどん増えていく中で、それに対応できる先生方っていうのが数少ないのではないかというのが、保護者として思うところであります。

もちろん健常な子たちと、いわゆる知的でなくとも、いろいろな障害を抱えている子どもたちが共存していける幼稚園だったり、保育園だったり小学校だったり中学校だったりというのが理想ではあると思うんですけども、そこに、もう少し何か専門的な、細やかなケアができるような組織があればいいかなというのは、私の正直なところです。

失礼いたしました。

(後藤会長)

貴重な御意見ありがとうございました。
では鈴木委員お願ひいたします。

(鈴木委員)

はい、手短に申し上げます。
私どもの園は昭和40年代から障害児を受け入れている園でございます。
なので、その立場から言わせてもらうと、総則の中の保護者の役割、ここで子どもの健やかな成長に第一義的責任を有する。
この言葉の使い方をすごく、少し丁寧にといいますか、親切にといいますか。
「最終的には親の責任だよね」という捉え方になりがちなので。
そうではない部分がたくさんあるので、少し、使い方をよく、もう少しやさしい言い方であるとか、ちょっと考えて、言葉を使われたらいいのではないかという提案でございます。
以上です。

(子育て支援課 森川課長)

ありがとうございます。
ただいまいただきました御意見につきましても、しっかり検討させていただきまして、今の委員の方の御発言に沿ったかたちで、皆様に受けられる文言として検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(犬飼委員)

1点だけ。定義のところで、子どもに関する定義を冒頭でしていくことになるかと思うんですが、今予定しているものがありますか。具体的には18歳で切るかどうかというところですが。

(子育て支援課 伊藤担当課長)

現時点ではこども基本法と同じように「心身の発達の過程にあるもの」と定義することを今のところ考えております。

御意見ありましたらよろしくお願ひいたします。

(犬飼委員)

ありがとうございます。

そちらの方向であればいいかなと思います。やはり 18 歳で対象から切れてしまうということで、救済の手段を失ってしまう子どもがたくさんいるので、そこは年齢ではなく、支援を必要とする子どもはみんな対象となるようにしていただけたらなと思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。

おそらくまだ御発言いただいてない方も御意見あるものと思いますが、少し時間をオーバーしておりますので、議事の（2）に進ませていただきます。条例については本当に貴重な御意見をいただいたと思います。事務局の方も御意見検討ください。

できれば県の独自性を、というような御意見や、権利侵害のところには必ずそれを回復できるような何か仕組みを作つてほしいという御意見もありました。

また、この条例を受けとめる、受けとめて実際にこれを運営されていく立場の御意見や保護者の皆様の御意見もお聴きできて、大変貴重な機会だったと思います。

とはいえ、御発言できなかつた皆様、発言された方でも時間の制約で十分に意見が言えなかつたということがあるかというふうに思います。

事前にちょっと事務局と確認いたしまして、今日発言できなかつた御意見は、10 月 27 日（月）までに事務局までメールを御送信いただければ、事務局においてそれを、受けとめていただけるということでございますので、御意見がある方は 10 月 27 日までに、事務局に御意見をメール送信していただいたらと思いますので、この条例に関する意見についてはそのように、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして「2 あいちはぐみんプラン 2020-2024 の達成状況」について、これについては先ほど既に項目によっては意見が出たところもございますけれど、事務局の方から説明いただけたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

(子育て支援課 森川課長)

議事の（2）「あいちはぐみんプラン 2020-2024 の達成状況」について、御説明をさせていただきます。

なお、あいちはぐみんプラン、2020-2024 の概要は、参考資料 6 として添付しております。

資料2-1、「あいちはぐみんプラン2020-2024目標の達成状況について」を御覧ください。

この計画では、基本施策ごとに目標を設定し、毎年度進捗確認を行っております。昨年度の2024年度をもって計画期間が満了となりましたので、最終的な目標の達成状況について御報告いたします。

資料2-1は総括表となっております。23の基本施策に対応する35の項目、いわゆる指標となるものを記載しております。その右に、はぐみんプラン策定時の数値、さらにその右が2024年度の目標数値でございます。そして、一番右の表に2024年度末までの進捗状況と評価を記載しています。

評価の目安ですが、資料の一番上の箱、左上部分に記載しております。目標に対して上回っているか又は同水準のものを「◎」といたしました。

また、目標の水準までには至っていないものの、計画の目標水準に向かって推移したものをお示しています。

計画策定時と同じ水準で推移したものは「△」、目標水準に向かって推進しなかったものは「×」で示しています。

右側の箱を御覧ください。今回の全体の評価として、「◎」が16項目、「○」が13項目、合わせて29項目であり、全35項目の83%を占めており、5年間の計画の達成状況といたしましては、おおむね順調に推移したものと考えております。

1枚おめくりいただき、資料2-2を御覧ください。

この表は、資料2-1で達成状況の評価が「×」または「△」と評価した項目をまとめたものでございます。

まず、目標番号②の「ヤング・ジョブ・あいち利用者の就職者数」につきましては、雇用回復傾向、求人検索のオンライン化などにより来所者数が減少しており、ヤング・ジョブ・あいち経由の就職者数も減少していることから、利用者の就職者数は5,516人となっております。

企業活動は回復傾向にあり、求人数の増加が見込まれることから、今後も若年者の就職支援を継続的に行ってまいります。

目標番号④の「出会い系の場を提供するイベント実施数」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けイベントの中止が相次ぎ、計画策定時と比較し大幅に減少し、その後も開催数が回復しませんでした。2023年度から、「出会い系応援団」が実施する婚活イベントに対する補助を行うことや、市町村や地域団体等に結婚支援の取組の提案等を行う「結婚支援コンシェルジュ」を派遣することなどにより、取組の推進を図っているところです。

目標番号⑤の「新生児集中治療管理室(NICU)の整備数」につきましては、計画策定時の189床から減少し、187床となりました。2024年3月に公示された愛知県地域保健医療計画においては、NICUを有する施設数の維持を計画しており、NICUにて質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう図っているところです。なお、はぐみん

プラン 2029 でも本項目の目標を維持（187 床）に変更しております。

次に目標番号⑯の「小児集中治療室（P I C U）の整備数」につきましては、計画策定時の 22 床のままでありますが、愛知県地域保健医療計画にて増床を計画しており、引き続き地域性を考慮の上、小児集中治療室（P I C U）の整備を進めてまいります。

次に目標番号⑭の「子育て家庭優待事業登録店舗数」につきましては、これまで増加傾向で推移していましたが、2025 年 3 月からのはぐみんカード電子化に当たり、廃業等が判明した事業者の登録状況を再整理するなど、登録店舗の精査を行ったところ、登録数が減少する結果となりました。はぐみんネットでの協賛店舗募集に加え、はぐみんカード電子化に関するチラシやポスター等により、今後も引き続き周知・募集を図ってまいります。

次に目標番号⑮の「理想の子ども数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合」につきましては、コロナ禍による経済状況の悪化や物価高騰の影響等を背景に計画策定時の 51.3% から増加し、62.4%となりました。児童手当の支給や、低所得者を対象とした県独自の給付金である「愛知県子育て応援給付金」の支給の他、今年度 10 月からは保育料の無償化等の対象をこれまでの第三子以降児から第二子以降児に拡大するなど、今後も引き続き子育て世帯への経済的支援を行ってまいります。

議題 2 についての説明は以上でございます。

（後藤会長）

ありがとうございました。

ただいま、昨年度までのプランについての達成状況について説明いただきましたが、何かこれについて御質問等ございますでしょうか。

御質問がある場合には、手を挙げていただけたらと思います。

それでは水越委員、よろしくお願ひいたします。

（水越委員）

幼稚園連盟の水越でございます。

9 番の保育の受け皿拡充と保育人材の確保の項目⑯ですが、この数字は愛知県内の公立保育、公立私立すべての保育士の数字が上がっているのでしょうか、という質問です。

それから、1 枚めくって、具体的に×とか△の説明のところですが、この 22 番の項目⑭ 子育て家庭優待事業登録店舗数は 2019 年の登録店舗数が、現状この数字ということでしょうが、この登録店舗の中で実際にこういった優待事業を実施しているかどうかという検証はされているんでしょうか、という質問です。

よろしくお願ひします。

(後藤会長)

今の2点について、御説明お願いします。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

子育て支援 課施設認可・保育人材確保グループ伊藤と申します。

頂いた質問について回答させていただきます。毎年4月1日現在の全施設、保育所等の保育士の確保状況について、市町村を通じて現状を把握させていただいておりまして、これについては全ての施設について把握しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

(子育て支援課 平山課長補佐)

子育て支援課の平山です。

子育て家庭優待事業登録店舗が実際にサービスをやっているかどうかの検証なんですが、こちらは善意に基づいてやっているサービスですので、特に自己申告ということで、県としての確認というのは今のところやっておりません。

(後藤会長)

水越委員、今の2つの回答について、何かさらに重ねて確認されたいことござりますか。

(水越委員)

はい。

保育士の状況ですが、これを見ると◎で、もう充足がしっかりとされているんだなという印象をお持ちになるかもしれません、皆さん御存じのように保育士不足、幼稚園教諭不足は、本当に今、大きな問題となっておりますので、この数字の出し方は、本当にどうなんだろうという、現場から見るとすごく疑問に感じる数字であります。

(後藤会長)

ありがとうございます。目標設定した目標値が達成できたので、ということなんですが、実態から見ると、これで保育士や幼稚園教諭が十分足りているかというような受け止めにならないように使っていった方がいいということで、大事なことだと思います。ありがとうございました。

他にありますでしょうか。

中井委員、お願いします。

(中井委員)

子育て支援のN P Oまめっこの中井です。

昨年度の会議で、新たなはぐみんプランの数値目標の中には入れていただけなかつ

たんですけども、6番の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進の小項目8番ですね。

男性育休休業の取得率の項目のところで、2025年4月から、公表対象企業の規模が1,000人以上から300人以上に変更されて、私が従事している子育て支援の現場の中では、その取得率を上げたいがための、1日だけとか、3日だけとか、すごく少ない日数での取得を会社からお願いされて無理やり取得させられたというケースを非常に多く聞くようになりました。

実際に、厚生労働省の調査でも、女性が6か月以上の取得が90%以上であるのに対して、男性は2週間未満の取得だとか、長くとも3か月未満の取得、両方合わせて、約90%という数値になっているところなので、国の政策の中、国と項目を合わせるという中で、取得率という部分が数値目標になったかと思いますけれども、その数値を設定することの弊害であるとか、県として働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進をしていくにあたって、この男性の育休、育児休業の取得率だけではない。実際に男性が育児に参加できるようになる環境づくりというところに、もう少し力を入れてほしいなど改めて思いました。

2つ目が、NICUの病床の減少というところで、国としてこれから不妊治療などにお金をつけていくとか、卵子の凍結のところに補助をつけていくという方針が出ているかと思いますけれども、そういうところに、力を入れるということは、逆にNICUへのニーズも増えていくのではないかと思っているので、維持に変更されたんですけども、下の小児集中治療室の今後の推進方法のように、地域性を考慮の上、整備を進めるということを、いま一度検討していただけないかなと思って意見としてお伝えします。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

いずれも本当に実効性を持たせるために大事ですし、掲げている目標が数値だけ達成されてそれでおしまいではなくて、やはりその意味みたいなものをきちっと捉えて正しいメッセージになるように伝えていくということが大事だということで、ありがとうございました。

それでは春原委員、よろしくお願ひいたします。

(春原委員)

愛知県医師会の春原です。よろしくお願ひします。

ちょっと、心が痛いというか、実際に名古屋市内で、NICUのあった病院の院長をしておりました。

この役員になる前に、出生数が本当に減っていてですね、NICUの維持というの非常に病院としてお金がかかる。民間の病院ですので、愛知県から補助はもちろん

ありますけれども、それでも維持できない。人件費が非常にかかる仕組みになっているので、地域性というのが非常に問題で、名古屋市内の場合はやはり、他にやっているところもたくさんあるので、小さいところが 1 つ、うちの病床は 4 床なくしましたけれども、それが成り立っているんですね。

なので、地域保健医療計画できちんと計画されて、民間でできなければ公的なところに少しお願いするとか、公的なところも、人員が足りない中でも、知多半島の方では、医療センターの方で N I C U とかをしっかりやっていくということがなかなか、人材的に言うと、先ほどの休みを取れるのかとか、医師の働き方改革で、非常に難しい状況の中でやっているということをちょっと御理解いただきたいかなと思います。

一応 × とか△とか、整備数としてはなっていますけれども、実際に患者さんが困らないようになっているというか。今はいろいろドクターへりもありますし、(患者さんを) 送ってというかたちを、すごく使ってやっているということでしかちょっとやりようがないんですね、本当に病院としては。なので、そういう状況になります。

以上です。

(後藤会長)

春原委員ありがとうございました。

とても大事な、現場にいないとわからない、でも御努力、御尽力いただいているお話を伺いまして大変ありがとうございました。ありがとうございました。

それでは橋爪委員お願いします。

(橋爪委員)

私からは児童クラブの件です。

番号で言うと、10 の⑯「放課後児童クラブの待機児童の解消」ということで、これ 863 人から 670 人に減っているよとあります。そうやって、単純に減少していると見えるんですが、実は違っていて、863 人から一旦下がって、そこからまた上がっているんですね。

その一端として豊川市が、その数字の 6 分の 1 を占めていると、岡崎市が 4 分の 1 を占めているという現状はございますが、実は増えている現状があります。

これは女性の就業率、就業する時間の長さが増えているということが主な原因と考えますが、待機児童の解消というのが、前回の目標でも上がっていたし、今のプランでも上がっておりまます。

この解消を目指すためにどうするのと言ったときに、実は、国は色々と施策を打っててくれています。

パッケージって言って、去年もやりましたし、今年度に関しても非常に多くの施策がありますが、市町村の現状としては、非常にありがたいんだけど、結局人手不足、あとは場所の不足等がありましてなかなか難しいという現状はございます。

本市では 3 柄超えていますので、どうしたのということで 11 月に国によるヒアリ

ングを受けます。私たちはそのような現状がありますが、愛知県として、これから、この待機児童の解消を目指すために、もう少し乗り出してやっていただくことができないかなというのも、思っているところでございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。現場の実情や、市町村によってその事情が違うことをお話をいただきました。

ありがとうございました。

他の皆さんもまだこの達成状況、さらに今のプランに繋がるところでありますので、御意見あるかと思いますが、ちょっと時間もまいりましたのでこちらについてもこのあたりで終わらせていただきたいと思います。

また新しいプランについての検証のときに、御意見賜ればというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして「3 その他」に移りたいと思います。事務局からこれについて何かござりますでしょうか。

(子育て支援課 森川課長)

それでは、「その他」ということで、参考資料7の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について」と本会議の今後のスケジュールなどについて説明させていただきます。

参考資料7「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について（概要）」を御覧ください。

この基本指針は、令和7年9月29日付で、既に改正がされておりますが、国の概要資料は案の時点のもののみとなっておりますので御了承ください。改正内容はこの資料から変更ございません。

まず、資料の「改正の趣旨」でございますが、子ども・子育て支援法等の改正による「こども誰でも通園制度の給付化」や児童福祉法等の改正による「保育士・保育所支援センターの法定化」等に伴う改正となっております。

次に、「改正案の概要」でございますが、「1. こども誰でも通園制度の本格実施に伴う改正」の2つ目の丸にありますとおり、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項として、「乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」や「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」が位置付けられたことから、県計画「愛知県こども計画はぐみんプラン2029」のうち、基本施策の8「保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保」について、見直しが必要となってまいります。

また、その他の項目についても必要に応じて、計画の見直しの必要性が生じてくるものと認識しております。

具体的な計画の見直し案につきましては、次回の子ども・子育て会議において、お

示しさせていただければと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。
参考資料7についての説明は以上となります。

続けて、本会議の今後のスケジュールについて説明させていただきます。次の会議は来年の2月12日（木）の午後1時から午後3時まで、場所は今回と同じ、ここ正庁で開催予定です。議事は、子どもの権利に関する条例骨子（素案）と「愛知県こども計画はぐみんプラン2029」の見直しを予定しております。委員の皆様には、改めて開催通知をお送りしますので、御承知おきください。

それでは、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

（後藤会長）

はい。

ありがとうございました。

今2点、参考資料7と、そしてまた2月12日、次回のことについての日時及び、審議内容について御説明いただきました。皆様の方で、これについて何か御質問等ございますでしょうか。

犬飼委員。

（犬飼委員）

まだ先のことなので具体的に決まってないと思うんですが、2月に素案について検討するということですと、事前に資料をいただいて、皆さん目を通した方が、より深い議論ができるかなと思うので、ちょっと時間のない中ではありますけど、事前に御提供いただけるように準備を進めていただければなと思います。

（子育て支援課 伊藤担当課長）

事前に御覧いただけますように銳意努力させていただきます。

頑張っても1週間切るぐらいのタイミングになってしまふかもしれません、努めさせていただきます。

（後藤会長）

よろしくお願ひいたします。

それでは水越委員。

（水越委員）

水越です。

こども誰でも通園制度のことですが、国がこういった法律を制定したということで国は作ってあとは県市町村にやれということだと思うので、との詳細は各自治体に委ねるという、やりっ放しの法律がよく多いので、ぜひですね、これを受けた我々現

場がやりやすいような政策じゃないと、前へ進みませんので、柔軟に愛知県の方も対応していただいて、さらに愛知県から市町村へも柔軟に対応するように、いろいろ言葉受けをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(後藤会長)

はい、重要な御指摘ありがとうございました。

それでは大変ありがとうございました。時間になりましたのでここで会議を終了させていただきたいと思います。

いただいた御意見については、ぜひ事務局の方で御検討いただけたらと私からもお願い申し上げます。

では、議事が終了しましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(子育て支援課 森川課長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

本日いただきました多くの貴重な御意見、御提言につきましては、事務局でしっかりと検討を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(子育て支援課 平山課長補佐)

本日の議事録につきましては後日発言された方に内容を確認いただき、議事録署名人お2人の御署名の上、ホームページに掲載いたします。

また、先ほど申し上げましたが、次回の会議は来年2月12日に予定しております。

それではこれをもちまして、令和7年度第1回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。